|  |  |
| --- | --- |
| **令和７年度第１回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録** | |
| 日時 | 令和７年６月４日（水）14時00分～16時00分 |
| 開催場所 | 横浜市役所　18階会議室（みなと１・２・３） |
| 出席者 | 門谷委員、藤井委員、梅原委員、熊坂委員、倉澤委員、水野委員、服部委員、  鈴本委員、山野上氏（鈴木委員代理）、岩松氏（森下委員代理） |
| 欠席者 | 矢村委員、白石委員、宮越委員、髙木委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者３名） |
| 議題 | １　開会  ２　協議事項   1. 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（１団体） 2. 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（３団体） 3. 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（８団体）   ３　報告事項   1. 道路運送法第79条登録団体の変更報告 2. 事故報告（３団体） 3. 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 4. 地域公共交通計画の策定について（都市整備局） 5. 令和６年度第２回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 6. 令和６年度第３回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（書面協議）   議事要旨 |
| **決定事項** | **決定事項**  **・協議事項（１）から(３)までについて協議が調った** |
| 議　　事 | **１　開会**  **２　協議事項**   1. **道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（１団体）**   （西尾会長）新規登録申請が１団体あったが、質問等あるか。利用対象者が身体障害者、知的障害者であり、対価についてもタクシー運賃の８割以内の金額である。質問や意見等がなければ、この団体については協議が調ったということでよろしいか。  （委員）異議なし。   1. **道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（３団体）**   （西尾会長）３団体から運賃変更の申請があったが、資料３-１特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会については、服部委員と代理出席の山野上氏が所属している団体のため、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第６条３項の規定により、福祉有償移動サービスの可否の議決に加わることができないとされている。公平な質疑のため、両委員については、この協議の間、退席していただくことでよろしいか。  （委員）異議なし。  （西尾会長）それでは、両委員については、控室の方でお待ちいただきたい。  （西尾会長）資料３-１特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の運賃変更について事務局から説明があったが、質問等あるか。事務局からも変更理由の説明があったが、人件費やガソリン代の高騰など運行維持が大変であるということだが、運送の対価についても、タクシー運賃の８割以内の金額であり、基準を満たしていると思う。質問等がなければ、資料３-１特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の運賃変更については、協議が調ったということでよろしいか。  （委員）異議なし。  （西尾会長）それでは、服部委員、山野上氏に戻っていただくことにする。  （西尾会長）２団体からの料金変更について説明があった。質問等あるか。利用者が分かりやすいような表記への変更や、必要な経費と認められる額の範囲での申請であった。この２団体については、協議が調ったということでよろしいか。  （委員）異議なし。   1. **道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（８団体）**   （西尾会長）８団体の更新申請団体の説明が事務局からあった。質問等あるか。有効期限は３年か。  （事務局）基本は３年である。  （西尾会長）法人種別も、非営利であることは共通しているが、医療法人が３団体、生協が２団体、社会福祉法人、一般社団、公益社団、NPOとさまざまである。質問、意見等なければ更新団体について協議が調ったということでよろしいか。  （委員）異議なし。  **３　報告事項**   1. **道路運送法第79条登録団体の変更報告**   （西尾会長）軽微な変更届の報告があったが意見等あるか。増車の件数に比べ、減車の件数が多いという点も気になるところである。廃止の報告もあり、全体的に運営の厳しさが感じられる。  （倉澤委員）廃止になった場合、それまでサービスを受けていた利用者はどうなるのか。  （事務局）廃止する団体が、周辺の福祉有償運送団体を紹介することになると思う。  （熊坂委員）減車の場合は、どのよう配車を行っているかなど、行政の立場から運行管理を確認しているのか。以前、ある法人が、運転者がいないという理由で廃止することになった。利用者が困っていたため、私が送迎をしたことがある。新規の際は、張り切って申請をしていると思うが、減車や廃止については、どの点を整理して確認を行っているのか。その対応がきちんと決まっていないのではないか。  （事務局）法人の経営状況の確認は行っていない。３年に１度のペースで事業所を訪問し、制度で定められた書類や内容を確認している。また運行管理体制等が間違っていないか確認を行っている。経営状況までは確認していないし出来ない。減車についても、理由はさまざまである。利用者の減少にともない減車している場合もあれば、車両を持ち込んでいた運転者の退職もあると思う。変更後の体制については、団体に確認はしていないが、減車をした分、他の車両で対応できることが望ましいと思う。そのようにできているかどうかの確認は行っていない。  （熊坂委員）確認できていないということは、団体任せなのか。それはいかがなものか。登録申請する際は厳しく審査を行い、３年に１度訪問をする。法人がきちんと運営しているか何を基準に判断するのか。事業者任せという風にしか聞こえない。届出をしているならば、厳しい確認を行い、報告事項に加えるべきではないか。担当としておかしな対応である。  （西尾会長）福祉的な公的な支援を民間事業者が支えるという仕組みとは違って、運輸行政上の制度を緩和し、高齢者や障害者のための移動を支えるために、非営利団体が提供するための基準を、タクシー事業者や当事者の方が地域の公共で協議を行い、運行について審査をして認めるための協議会である。福祉サービスとして水準を満たしているか、福祉サービスでいうところの監査にあたるものについては、このあと安全運行については丁寧に確認をしているという報告がある。経営状況や運営状況については、事務局が団体から厳しいということを聞き取り、運営協会で報告をしている。  （山野上氏）市民セクターは始まって26年が経つ。介護保険等が変わった時は、自分たちの地域の支え合いはどうなるのかと集まった中に「移動プロジェクト」というものがあった。その時に、車いす利用者が、タクシーに乗車できていないがどうするのか、高齢者が病院に行くことが難しく病状が悪化してしまう人がいるというような話題になり、一緒に助け合うという活動が始まった。いつも利用する方が、送迎をしてくれる方に気を使ってしまうので、会費を設定して、会の運営費として活用しよう料金を決めて始めた。ところが、道路運送法では公道でお金を取って走ってはいけないと定められている。白タクと呼ばれつつも民生委員を中心にやってきた。福祉有償運送の制度ができ、一定の要件を満たせば、料金を設定して活動をしてもよいという風に変わった。制度ができたことで、安心・安全な運行という意味では前進したと思う。登録の可否を決める窓口という意味では支援をしてほしいと思う。活動する側の思いも皆さんに理解していただき、安全に継続してほしい。福祉有償では、運送の対価についてはタクシー運賃の８割まで上げることができるようになった。物価高騰、ガソリン代の高騰と運営を維持するために上げるしかないのだが、利用者の負担を考えると、福祉有償運送の限界が近づいてきているのかと感じる。どうしたら地域の高齢者や障害者が自由に外に出て行けるのか、どういう仕組みが良いのか、さまざまな形で話し合える場を作っていただければ嬉しい。  （事務局）介護保険サービスや障害福祉サービスは、国が定めた基準があり、基準を満たせば指定を受けることが出来る。指定を受け、サービスを提供することによって、利用者は１割、２割等の自己負担割合の金額でサービスを利用出来るが、残りの金額については、公費（税金）が報酬として事業者に支払われる。福祉有償運送は、それらとは別であり、公費（税金）は事業者に支払われていない。法人、事業者がボランティア的意味合いで実施し、金額も営利とは認められない範囲で行っている。登録についても、行政が基準に従って指定しているものではなく、このように協議体で登録や変更の協議を行って決めている。そのため、行政として団体（法人）の財務状況を確認する権限もなく、できる範囲での確認に限られてしまう。  （熊坂委員）過去に子どもが事業者に事故を起こされた。事故を起こした事業者が陸運局にとんでもないことを言っていた。家族に対して言っていることと行政に言っていることが違う。誰が確認を行うのか。事業者は家族が無理難題を言ってくるため、受け入れないことにしたと陸運局に報告したそうだ。信頼できる事業者でないと子どもを預けられないと思った。サービスだからと考えることに限界があると思う。  （西尾会長）重要な意見交換だったと思う。団体の善意で必要とされる人に対して、営利とは認められない金額で行う白ナンバーでの送迎についての基準ができ、運営協議会で協議を行っている。一方で、廃止については報告で良いとされている。当事者の方たちにとっては深刻な問題である。今は移動について、民間の非営利の団体に任せていることについて課題があると思う。この制度での対応については限界があると思う。また意見交換等できれば良いと思う。その他、変更報告について意見等あるか。意見等なければ、変更報告は以上とする。  （委員）異議なし。   1. **事故報告（３団体）**   （西尾会長）３件の事故報告があった。意見等あるか。  （山野上氏）３件中２件が介助中の事故であり、介助中の事故が増えてきているように感じた。国土交通大臣認定講習を修了することで福祉有償運送の運転手の要件は満たすが、このセダン等講習では車への移乗の部分であり、介助については学べていないのではないか。介助中の事故が増えているのであれば、安全のための配慮等の仕組みを作っていかないと、介助中の事故は減らないと感じた。  （西尾会長）運転中の事故が１件で、２件が買い物中と病院内で介助中の事故だが、これは福祉有償運送の契約の範囲内ということなのか。難しい問題である。  （事務局）運転手（介助者）は最初に国土交通大臣認定講習を受講するが、ヘルパー等の講習に比べると簡易なものだと思う。認定講習を修了することで、運転手（介助者）になれるという仕組みになっている。家族が介助することとあまり変わらないのではないかとも思う。今後、このような事故が増えていくということであれば、定期的に講習等を受ける機会を増やすということもやり方としては考えられる。頂いた意見を参考にしながら、今後の状況もみつつ検討していきたい。  （西尾会長）要件を広げると、余計に担い手の確保が難しくなる可能性があるのではないか。どこまでの範囲を補償するか。難しい問題である。  （門谷委員）タクシー業界では、UD研修を行っている。ヘルパーではないため、乗客に触れることが出来ないため、車いすを車両に近づけるくらいしかできない。ヘルパー等の資格があれば乗客に触れることもできるが、身内の介助をするのとは訳が違うと思うので難しい問題だと思う。  （西尾会長）その他、よろしいか。  （委員）異議なし。  **（３）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について**  （事務局）先ほど熊坂委員からもご意見があった行政として何ができるのかという点について、現状は安全確保の面でしっかりと出来ているのか、規定が守られているのかを書類上で確認することに限られてしまうが、訪問し確認した結果を報告させていただく。  （西尾会長）11団体の安全確保の確認のための訪問結果であった。質問や意見等あるか。  （藤井委員）この訪問は、横浜市に権限移譲されたので、今まで神奈川運輸支局が行っていたことを引き継いでいるのか。  （事務局）運輸支局では行っていない。横浜市では、利用者の安全確保のために独自で行っている。  （西尾会長）安全確保のために、市が独自に行っているということだ。  全体として、今何団体があるのか。  （事務局）54団体ある。  （西尾会長）54団体。だいぶ少なくなった感がある。運送の対価が５割から８割まで上げることができるように変更になった。利用者側としては厳しい状況になるが、補助金等が出ている訳ではないため、団体の善意で、非営利で頑張って実施している。サービスの維持をどうするかが大きな課題である。  （山野上氏）18区の社協が廃止したので、大きく減少したように見える。  （西尾会長）18区の社協が事業を取りやめたことも含まれる。その他よろしいか。  （委員）異議なし。  **（４）地域公共交通計画の策定について（都市整備局）**  （西尾会長）前回の協議会で素案や意見募集の説明があったが、地域公共交通計画が成案になったという報告があった。質問や意見等あるか。  （倉澤委員）西区の山の上に住んでいたが、当時「ハマちゃんバス」というコミュニティバスが走っていた。すごく便利で利用していたが、いつのまに運行が取りやめになってしまった。地域住民の高齢化も進み、足の確保の大変さを感じた。大きな車両でなくても、小さなコミュニティバスでも良いので、安心して乗車できる交通網があると良いと切実に感じた。  （事務局）概要版「４章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向」「施策２ 新たな地域公共交通の導入」で地域に根ざした小さな交通について施策をたてて今回実施していく。行政主体のコミュニティバスは財政面など、持続可能なものとするには課題があるため、地域住民と協力し、地域住民・横浜市・運行事業者と３者で協力し、小さな交通を持続可能なものにしていきたい。  （西尾会長）図の中では、乗合タクシーや路線定期運航、デマンド型運行等を必要に応じて新しく考えていくこともあると思う。この協議会も部会として位置付けられているが、登録・許可を要しないボランティア運送というのも広範囲で実施され、頼りにされていると思う。この協議会は、障害のある方、高齢者の方の移動について協議を行っている。横浜市地域公共交通活性化協議会の部会という位置づけになっているということで良いか。  （事務局）概要版「８章 推進体制」の模式図がある。横浜市地域公共交通活性化協議会で、地域公共交通の総合的な計画を作成・推進をしていく。この部分を「親会」とし、これに含まれる形で４つの部会があり、この福祉有償移動サービス運営協議会も含まれる。  （西尾会長）今年度スタートし、５か年計画で進められる。地域公共交通ということで、行政だけでなく、地域住民、運行事業者の力も大きいと思う。移動が困難な方の移動の確保についても、この協議会で意見をいただけたらと思う。   1. **令和６年度第２回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録** 2. **令和６年度第３回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（書面協議）議事要旨**   （西尾会長）前回の運営協議会の議事録と議事要旨について報告があった。  **（終了）** |